

坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金（第2期）交付要綱

令和6年3月13日告示9号

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰等の影響を受け、事業経費の負担が増大している中小企業者の事業継続を支援することを目的として、町内で事業を営む中小企業者に対し、予算の範囲内で坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、坂町補助金等交付規則（昭和53年坂町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

（補助金の対象）

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に本店若しくは本社等があり、町内で事業所・工場・店舗・施設などを運営する中小企業者で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。ただし、補助金の交付は同一の交付対象者に対して1度に限るものとする。

- （1） 基準日（令和6年4月1日）において、開業後1年を経過しており、事業収入を得ていること
- （2） 補助金の交付を受けた後においても、町内で事業を継続する意思があること
- （3） 法人にあつては直近の事業年分の確定申告を、個人事業主にあつては令和5年分の確定申告を行っており、光熱費及び燃料費を事業経費として計上していること
- （4） 個人事業主にあつては、坂町民であること。また、給与等の主たる収入がある場合など、副業としておこなっているものでないこと
- （5） 自己又は自己の団体の役員等が、坂町暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）でないこと
- （6） 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者でないこと

（補助金の対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、町内にある事業所又は店舗において、法人にあつては直近の事業年分に、個人事業主にあつては令和5年1月から12月までの1年間に事業用として支払った確定申告等に記載されている経費（以下「事業用経費」という。）であつて、次に掲げるものの合計額（消費税及び地方消費税相当額は除く。）とする。

ただし、法人にあつて第1期の坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金の交付を受けているもので、直近の確定申告が決算時期等の関係で第1期と同様になる場合は、第1期で算定した期間以降に支払った内訳書等に記載されている経費とする。

- （1） 光熱費（電気代、ガス代等をいう。）
 - （2） 燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油等をいう。）
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは対象経費としない。
- （1） 事業用経費に該当しない経費
 - （2） 家事関連費に該当する経費

(3) 公共的事業分や、交付対象経費が国、県又はその他の機関からの補助金又は受託費等で補填されている経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該対象経費の合計額に5分の1を乗じて得た額とし、1事業者につき、法人にあっては10万円以下、個人事業主にあっては5万円以下の範囲内の額とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金(第2期)交付申請書(請求書)兼誓約書(様式第1号)に必要な事項を記載のうえ、別表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助金額算出表(様式第2号)

(2) 履歴事項証明書(個人事業主はマイナンバーカード又は運転免許証等)の写し

(3) 交付対象経費が計上されている直近の確定申告に係る書類

法人: 確定申告書別表1及び決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し

個人: 確定申告書第1表及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し

(4) 交付対象経費が確認できる内訳書、元帳等の写し

(5) 振込先口座が確認できる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

2 申請期間は、令和6年5月1日(水)から令和6年11月29日(金)までとする。ただし、申請金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了する。

3 規則第12条の規定による実績報告は、第1項の申請書(請求書)兼誓約書の提出によりなされたものとみなす。

(交付の決定等)

第7条 前条の規定により補助金の交付申請があったときは、町長は、その内容を速やかに審査し、要件に適合していると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第3号)により、速やかに当該申請者(以下「補助対象事業者」という。)に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

3 第1項の規定により補助金の交付を決定し、その額を確定したときは、補助対象事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の方法又は不正によって補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金(第2期)交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、坂町物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金（第2期）返還命令書（様式第5号）により行うものとする。

（書類の保管）

第10条 補助対象事業者は、交付要件に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、当該補助金を受領した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。